

令和 8 年度 宿毛市地域密着型サービス事業者公募要項

1 公募の趣旨

宿毛市では、高齢者の方々が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域の中で生活を継続できるように、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

本公募は、第 9 期宿毛市高齢者福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画に基づき、可能な限り質の高いサービスの提供が可能な法人を、公正・公平に選定するために行うものです。

2 公募する事業

(1) 開設時期

令和 10 年 3 月 31 日までに、介護保険法による宿毛市長の指定を受け、事業を開始すること。

ただし、施設整備に係る補助金（高知県介護基盤整備等事業費補助金）について、県の予算状況により令和 8 年度に申請できず、令和 9 年度に申請する場合は上記の期限を令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(2) 公募サービス種別・事業所数等

サービス種別	日常生活圏域	事業所数（定員）
①（介護予防）認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	宿毛市 全域	1 事業所 （最大 2 ユニット・18 床）
②小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）※1	宿毛市 全域	1 事業所 （最大登録定員 29 人）

※1 小規模多機能型居宅介護の通いサービス及び宿泊サービスの 1 日あたりの利用定員

・通いサービス：登録定員の 2 分の 1 から 15 人まで

登録定員が 25 人を超える場合は次の表に定める利用定員まで

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

・宿泊サービス：通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで

3 申請者の要件

(1) 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であり、宿毛市と十分な連携がとれる法人（設立予定の法人も可）。

(2) 介護保険法 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格

事項)及び同法第115条の12第2項各号(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項)の規定に該当しないこと。

- (3)「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「宿毛市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則」を満たしていること(事業開始までに満たすことが確実な場合を含む)。
- (4)宿毛市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員(就任予定者を含む)等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5)法人及び法人の代表者が国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料の滞納をしていないこと。
- (6)会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (7)補助金を活用して施設整備をする場合は、補助金の交付決定後、速やかに着工すること(補助金を活用しない場合は整備許可決定後、着工可能)。

4 整備用地の要件

- (1)宿毛市内の用地であること。
 - (2)原則として、法人が所有又は購入等により取得を予定している用地であること。
用地を所有している場合は、登記簿謄本若しくは登記事項証明書を提出すること。
また、取得を予定している場合は、所有権を移転する旨を明記した売買確約書等、取得予定であることを確認できる書類を提出すること。
 - (3)整備用地が下記区域に該当する場合、選定対象としないことがある。
 - ・都市計画法第33条第1項第8号に定める区域(災害レッドゾーン)
 - ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき高知県知事が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・津波浸水想定区域
 - ・水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち一定の区域(土地利用の動向、想定浸水深、浸水継続時間並びに過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点及びその水深等を勘案して、洪水等が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)
- ※ 上記区域については、高知県防災マップ等で確認してください。
補助金の交付を希望する場合、上記区域に関わらず、補助金の交付申請時までに事前協議を要する区域があるため、注意すること。

- (4) 整備予定地が、法令等に基づく建築規制解除や開発許可等が見込まれる用地であること。特に、都市計画法、建築基準法、消防法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、埋蔵文化財の有無等、整備に支障がないことを確認のうえで応募してください。
- (5) 応募期間終了後の整備用地の変更は認めない。
- (6) 整備用地が借地の場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ・当該整備用地に第三者の権利が設定されているときは、原則指定時までに当該権利の設定を解除すること。また、指定後においても設定させないこと。
 - ・事業の継続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、登記すること。
 - ・土地の賃貸借契約については、法人名義で当該契約を締結すること。
 - ・整備用地について、当該法人の代表者又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは行わないこと。

5 設備施設の要件

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守すること。
- (2) 昭和 56 年 6 月 1 日適用の建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満たしている建物であること。
- (3) 建物が賃借の場合は、賃貸借期間が長期（事業の継続に必要な期間）であること。

6 留意事項

- (1) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (2) 本応募における用地（建物）所有者（権利者）、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載や当該公募要項に抵触していることが判明した場合は、選定後であっても失格とし、選定を取り消します。
- (4) 整備事業者に決定した場合、施設整備開始までに、当該用地に近接する土地所有者、近隣住民及び自治会又は町内会等に対して、事業所を整備することについて十分に説明し、理解を得てください。

7 質問の受付

公募に係る質問等は、別紙「令和 8 年度 宿毛市地域密着型サービス事業者公募に関する質問票」を提出してください。

- (1) 受付期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 4 月 30 日（木）
 - 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分まで
 - ※持参の場合は、土日祝日は除く。
 - ※郵送の場合は受付期間必着となります。

- (2) 提出先 : 〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地
宿毛市長寿政策課介護保険係(市役所1階窓口)
メールアドレス: kaigo@city.sukumo.lg.jp
- (3) 受付方法: 別紙「令和8年度 宿毛市地域密着型サービス事業者公募に関する質問票」
に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成し、窓口へ持参、ま
たは郵送、電子メールにより提出してください。
電話及び口頭での質問はご遠慮ください。
- (4) 回答方法: 内容によっては1週間程度猶予をいただき、電子メール等で回答します。
なお、質問内容及び回答内容は公平性を担保するため原則宿毛市のホー
ムページで公開しますが、公開することで質問者の匿名性が担保できな
い場合や質問者の機密等に関わる内容が含まれる場合及び公平性に特に
影響を与えない内事的な質問と認められる場合等は非公開とします。

8 応募手続き

事業実施を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。

- (1) 受付期間
令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金) ※土・日・祝日は除く
午前9時～午後5時(正午から午後1時は除く)
- (2) 提出先
宿毛市長寿政策課介護保険係(市役所1階窓口)
- (3) 提出方法
応募書類一式を持参すること。
※郵送、FAX、電子メールでの申請は不可。
- (4) 提出書類
「公募事業申込に係る提出書類一覧」に定める書類。
宿毛市で定められた様式については、宿毛市ホームページからダウンロードして
ください。その他の提出書類については任意の様式で差し支えありません。
※ 添付書類を写しで提出する場合は、法人の代表者名の原本証明すること。
(正本のみで可)

【例】この写しは、原本と相違ないことを証明する。

年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

- (5) 提出部数
正本1部、副本10部(正本の写し)
必ず、提出書類一式の控えを保管しておいてください。

応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

(6) 作成上の注意

- ① 書類の大きさは、原則、日本産業規格A4に統一し、平面図等はA4サイズ折りとしてください。
- ② 項目ごとにインデックス付き仕切りを挟み、インデックスに「提出書類一覧にあるインデックス番号」を記載してください。
- ③ 各書類はフラットファイル等で左綴じにしてください。
- ④ 表紙及び背表紙に法人名および事業所名（仮称）を記載してください。

9 整備事業者の選定方法

応募のあった事業者に対して、下記「審査基準」に従いプレゼンテーション審査を令和8年7月頃に行います。審査基準の①～⑬について、プレゼンテーション説明用資料を事前に作成し、提出してください。

選考にあたっては提出書類とプレゼンテーション内容をもとに総合的な評価を行います。その後、「宿毛市地域密着型サービス運営委員会」での協議を経て、地域密着型サービスの整備事業者を決定します。

選考結果の通知は9月頃を予定しています。

選考期間中は、選考状況等のお問い合わせにはお答えできません。

また、協議の結果、指定候補事業者該当なしとする場合があります。

審査基準
①施設運営の目的及び運営方針について
②介護保険事業・老人福祉事業等の実績について
③用地取得（土地・建物）・抵当権の有無（理由）・工期（スケジュール）について
④職員確保（求人活動）に対する取組・計画について
⑤利用料等が高齢者に配慮した金額設定について （低所得者や生活保護者の受け入れの可否）
⑥認知症高齢者ケアの取り組みについて
⑦協力医療機関との連携・緊急時の体制の確保について
⑧自然災害発生時・感染症発生時の対応及び業務継続計画について
⑨整備予定地の地域住民への説明について
⑩地域住民及び利用者家族との連携について
⑪公募事業にあたる資金計画・借入金返済計画・年度別収支見込について
⑫事業所のPRポイント（ハード面）
⑬事業所のPRポイント（ソフト面）

10 スケジュール概要

運営開始までのスケジュールは、次のとおりです。

期間又は期日	内容
令和8年3月30日(月)	公募要項の公表
令和8年4月1日(水)	質問 受付開始
令和8年4月30日(木)	質問 受付終了
令和8年5月1日(金)	整備事業者応募 受付開始
令和8年5月29日(金)	整備事業者応募 受付終了
令和8年6月	応募書類の確認等
令和8年7月	プレゼンテーション審査
令和8年8月	整備事業者の決定
令和8年9月	応募事業者への選定結果の通知

※スケジュールについては、変更が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。

11 結果の公表について

本公募で整備事業者として決定された事業者について、法人名、法人所在地、整備予定地、サービス種別、定員・ユニット数等を宿毛市ホームページにおいて公表します。

選定されなかった事業者については公表しません。

また、本件の応募内容等に関し、宿毛市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

12 施設整備に係る補助金について

整備決定事業者において、施設整備に係る補助金の活用を希望する事業者については、高知県介護基盤整備等事業費補助金を活用し、宿毛市から補助金を交付する予定です。

この補助金は県の交付金の範囲内で交付するため、県との協議が必要となり、実施の可否、補助金額等については、変更になる可能性があります、必ずしも交付を約束するものではありません。

補助金を活用する場合の事業計画書における資金計画は、申請時点の高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱記載の補助金を上限として交付されるものとして記載してください。

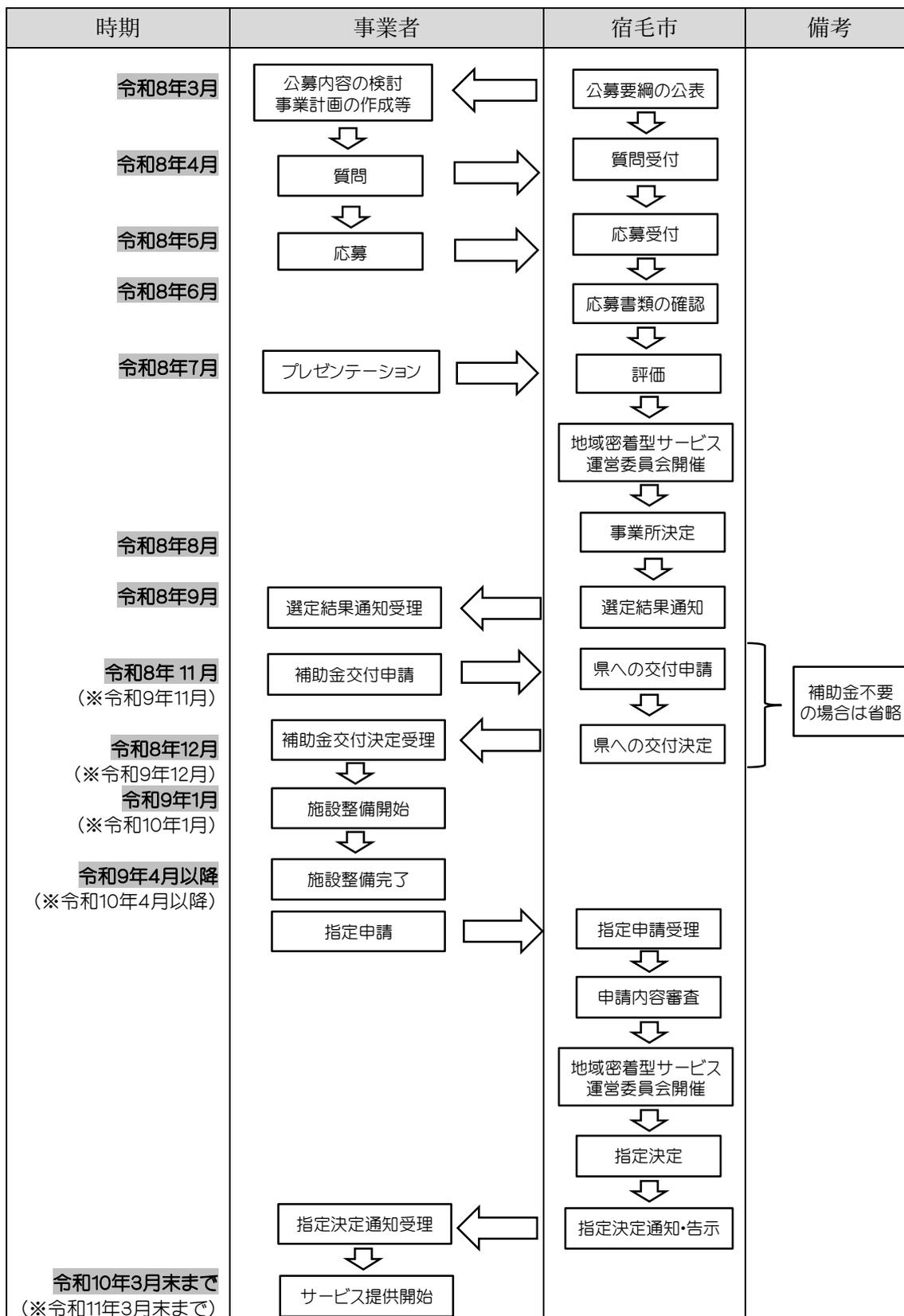
※ 上記要綱については、最新のものを高知県ホームページでご確認ください。

13 整備事業者決定後の手続き

整備決定事業者は、施設の整備が終了後、地域密着型サービス事業所等の指定申請を行ってください。

その際に、指定基準を満たさない場合には指定をしない場合があります。

13 指定までの流れ



(※) については、R8 年度に補助金の申請ができず、R9 年度に申請する場合